

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

(提案理由)

このことについて、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、調査の実施主体を決定する必要があるため。

### 参考：関係法令条項

#### 【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 参考：関係規則条項

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。

3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条の規定に基づき、下記のとおり調査の実施主体を決定する。

### 記

1 調査の実施主体 東稜高等学校いじめ調査委員会（令和6年度設置）

2 調査委員等

（1）県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下「専門家等」という。）の2人以上を含む5人以内。

（2）委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

3 調査委員の推薦

県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに1人推薦する。その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。

4 本事実の概要等

- ・当該生徒は、令和6年（2024年）4月に東稜高等学校に入学。令和6年（2024年）8月末、同校から他校へ転学。
- ・令和6年（2024年）4月23日、当該生徒から担任に、「同じクラスの生徒3名と他のクラスの生徒からいじられて嫌だ」、「登校したくない」と時々涙を流しながら訴えがあった。
- ・令和6年4月25日、学校から県教育委員会に対し、本件事案に係る報告があり、県教育委員会は本件事案を把握。
- ・相談を受けた学校は、事実関係を把握するための聴き取り調査を、4月から6月にかけて実施した。
- ・当該生徒は欠席が続き、5月は別室で数日学習指導を受け、1日のみクラスへ入れたが、それ以降登校できていない。
- ・当該生徒の保護者から、クラス替えやオンラインを活用した授業の要望があり、学校は実施に向けて前向きに検討し、ともに実施することを当該生徒の保護者に伝えたが、実施には至っていない。
- ・調査の結果、当該生徒が訴えている6つの事柄により、当該生徒が心身の苦痛を感じたと考えられるため、いじめと認知した。

学校は基本調査（いじめ防止対策推進法第23条の規定に基づく調査）を実施し、以下の6の事柄をいじめとして認知したが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項の規定に基づく調査）が必要であると判断したものである。

学校が事実確認を行い、認知したいじめ行為

事柄 R 6 年 4 月

4 月 1 7 日、当該生徒があだ名をつけられ、やめてほしいと言ったが、複数の同級生から呼び続けられ笑われた行為。

事柄 同年 4 月

4 月 1 8 日、体育大会の選手決めで、当該生徒が不人気であった種目に勝手に決められた行為。

事柄 同年 4 月

4 月 1 8 日、当該生徒が保存しないことを約束して同級生に送った動画を保存された行為。

事柄 同年 4 月

当該生徒が同級生に送った動画の消去をめぐり、当該生徒が同級生に金銭を払わざるを得ない状況になった行為。

事柄 同年 4 月

4 月 1 9 日～ 2 2 日、当該生徒が同級生から容姿に関する発言を言われ、誹謗中傷された行為。

事柄 同年 4 月

4 月 2 3 日、別の同級生から「こいつ嫌い」と突然言われた行為。